



男女共同参画社会を目指して あなたも私も自分らしく

変わりゆく仕事とくらし

問い合わせ
市民サービスグループ
(☎052139)

平成11年の男女共同参画社会基本法制定から15年が経過しました。そして近年、社会の情勢は大きく変化しつつあります。その中で、女性も男性も働きがいのある人間らしい働き方を実現するために、それぞれが意識改革を行うとともに、新しい制度に関心を持ち、理解することが大切です。

国が目指す男女共同参画のすがた ～女性が輝く社会を～

内閣が掲げる成長戦略では、女性の活躍が中核として位置付けられています。その実現のために、平成25年2月に発足した若者・女性活躍推進フォーラムにおいて、『我が国の若者・女性の活躍推進のための提言』が取りまとめられました。

①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等

女性が結婚・出産とともに離職したり非正規雇用に移ったりするといった状況の解消や、女性の管理職登用

促進に取り組む企業に対し、助成金制度や税制上の措置の活用などによる支援を充実させるものです。

②女性のライフ・ステージに対応した活躍支援策

女性の妊娠・出産・子育て期における継続就業に向けた支援を行うという内容で、中小企業の『育休復帰支援プラン(仮称)』の策定支援や、各種助成制度の創設をはじめ、女性が再就職に向けてキャリアアップする機会を提供し、男性の家事・育児などへの参画を進めるものです。

③男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備

仕事と子育ての両立支援や長時間

労働の抑制、柔軟な働き方の促進など、ワークライフ・バランスを推進するため、新しい労働モデルの確立や労働法制の総合的な議論など、雇用環境の整備を進めるものです。子育てに関わる社会基盤整備の観点から、待機児童解消加速化プランも展開します。

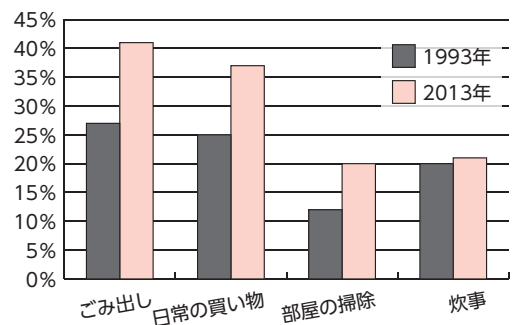
一つ一つの施策は、これまでもさまざまな視点から行われてきました。同提言は女性の活躍促進を中心に据えて全ての施策を互いに結び付け、これまで以上に積極的に女性の力を発揮させようという内容になっています。

女性が活躍するための 環境整備に向けて

政府が成長戦略の中核として掲げる、『女性が活躍する社会』を実現するための環境整備はできているでしょうか。男女共同参画社会基本法が制定されたのは、平成11年6月です。それから15年が経過しましたが、その間、社会はどのように変化しているでしょう。

国立社会保障・人口問題研究所による全国家庭動向調査が、平成5年から5年ごとに行われています。平成25年7月に行われた5回目の調査によると、『夫の家事に対する妻の

夫の家事労働への参与割合

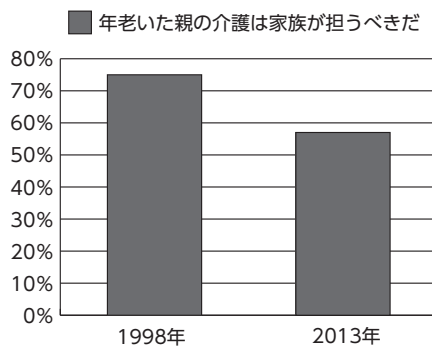
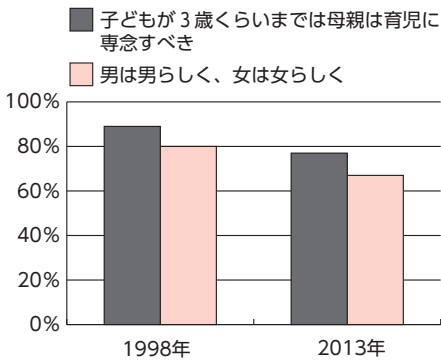


評価』は、『満足』が51・8割、『不満』が48・3割でした。この数字だけを見ると、女性が活躍する社会を支える環境は、まだまだ十分な水準に達しているとは言えません。

しかし、第1回の調査時と比較すると、各項目で夫の家事労働が増えていることがわかります。

また、家族がどうあるべきかについての意識が変化していることもうかがえます。例えば、『親の介護は家族が担うべきだ』との考えに賛成の人は、第2回調査で74・8割でしたが、今回調査では56・7割に減少しています。これは、介護保険制度の導入や、それに伴う介護施設の増加により、これらを利用しようとする家庭が増加していることによると考えられます。

家族に関する意識の変化



さらに、『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ』に賛成の人も、第1回調査の80・4割から67・2割へと低下しています。15年前までは、『介護を担う家族』の多くが女性であり、『女性は家事・育児に専念すべきだ』という考えが多数を占めていたことを考えると、決して十分とは言えないまでも、女性が社会に出て活躍するための環境

は、少しずつ整備されつつあります。

登別市が取り組む『子ども・子育て支援事業』

国は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援などを総合的に推進し、子育て環境の整備を推進するため、平成27年4月に『子ども・子育て支援新制度』を施行します。これらの施策については、男女の就業を取り巻く現状や家族の形態などあらゆる面における条件の変化により、制度の検討や実施を行うことが求められます。

各自自治体は、同制度に合わせて事業計画を策定することが義務付けられています。そこで、市は、同制度の施行に向け、専門会議を発足させました。ここでは、0歳から12歳児の保護者に実施したニーズ調査の結果をもとに、『登別市子ども・子育て支援事業計画』の策定に取り組みます。活動はまだ始まったばかりですが、地域のニーズを踏まえた子育て支援のあり方が検討されます。

このような国や自治体の施策の策定も、女性が結婚・出産後に働き続けることができる社会の実現に向けた大切な取り組みの一つです。

女性の活躍促進に向けた施策

① 企業に対するインセンティブ付与等

- ▶ 助成金制度や税制上の措置の活用による支援
- ▶ 個別企業の役員・管理職などの登用へ働きかけ
- ▶ 企業における女性の登用状況の開示促進など

② 妊娠・出産・子育て期における継続就業に向けた支援

- ▶ 子どもが3歳になるまで希望する男女が育児休業や短時間勤務を取得しやすいよう職場環境整備を働きかけ
- ▶ 育児休業中・復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度の創設など

学生や社会人のキャリア形成支援

- ▶ キャリア教育の推進
- ▶ 理系分野を目指す女子中・高校生への支援など

③ 仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ▶ 在宅勤務の普及に向けた新たなモデル確立のための実証事業
- ▶ 労働時間法制について、審議会での労使による総合的な議論
- ▶ 待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿の確保
- ▶ 働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討など



起業等チャレンジに向けた支援

- ▶ ビジネスコンテストの活用などによる起業・創業等支援
- ▶ 女性農業経営者への支援
- ▶ 融資等資金調達や経営ノウハウの支援など

再就職に向けた支援

- ▶ 子育て等でブランクのある女性のスキルアップ支援
- ▶ マザーズハローワークの拡充
- ▶ 母子家庭の母等への就業支援など

内閣府『我が国の若者・女性の活躍推進のための提言』から引用